

働き方改革に伴う病状説明等の 時間制限のお願い

当院では、患者さまに安全で安心な医療を提供するため、病状説明や治療方針の説明を丁寧にわかりやすく行うとともに、できるだけ患者さま・ご家族さまのご意向に沿った時間で実施してまいりました。

しかしながら、皆様ご存じのように、厚生労働省から「医師の働き方改革」を進めるよう強く求められています。

そこで、「働き方改革」に則って医師による患者さま・ご家族さまへの病状説明や手術説明等は、令和6年1月1日より原則として下記時間とさせていただきます。

平日 8:30~17:15

※但し、緊急時は上記時間以外にも対応いたします。

皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

公立学校共済組合四国中央病院

病 院 長